

# 静岡東部陸上競技協会規約

## 第1章 総 則

第1条 本協会を静岡東部陸上競技協会と称する。（以下本協会と呼ぶ）

第2条 本協会の事務所は事務局長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本協会は静岡県東部地区における陸上競技の普及、振興を図ると共に地域住民の心身の健全な発展に寄与する事を目的とする。

第4条 本協会はその目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1 陸上競技に関する実技、講習会等の開催。
- 2 地域での大会開催並びに後援、審判等。
- 3 陸上競技に関する全国又は地域大会に対し代表を選考し派遣する事。
- 4 陸上競技に関する公認審判員に関する事。
- 5 陸上競技に関する上部、又は関係団体加盟に関する事。
- 6 その他、本協会の目的達成に必要な事項。

## 第3章 組 織

第5条 本協会は、登録した者及び\*団体を会員として組織する。（下記支部等とする）

\*富士宮市・富士市・沼津市・三島市・御殿場市・裾野市・下田市・伊東市・伊豆の国市  
伊豆市（各市陸上競技協会）  
長泉町・小山町・函南町（各町陸上競技協会）、中体連、面体連 14団体

第6条 本協会への登録は毎年度更新するものとする。

## 第4章 役 員

第7条 本協会に次の役員を置く。

会長 1名・副会長若干名・理事長 1名・副理事長若干名・常任理事若干名  
理事若干名・県代表委員 13名（兼任）・専門部委員長各委員 1名・  
専門部委員 若干名・事務局長 1名・会計 1名・監事 2名

第8条 （名誉役員）

- 1 本協会に名誉役員として名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
- 2 名誉役員は会長の諮問に応じ、また要請により会議に出席にして意見を述べる事が出来る。

第9条 （会 長）

- 1 会長は総会において推挙する。
- 2 会長は本協会を代表し会務を司る。
- 3 会長は前1, 2項の他、総会の議を経て学識経験者より若干名を理事に委嘱する事が出来る。
- 4 会長は中体連、高体連、実業団（一般）の代表（若干名）を理事に委嘱する。

第10条 （副会長）

- 1 副会長は総会において推挙する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第11条 （理事長）

- 1 理事長は理事会で選出し、総会において会長が委嘱する。
- 2 理事長は会務を掌握する。

## 第12条 (理事)

- 1 理事は地域陸協の代表委員から選出する。
- 2 理事は理事会を組織して本協会の会務を執行する。

## 第13条 (常任理事)

- 1 常任理事は理事の中から理事会を経て会長が指名する。
- 2 常任理事は常任理事会を組織して会長の特命事項や本協会の運営に関する重要事項を審議する。

## 第14条 (県陸協代表理事)

静岡東部陸上競技協会選出理事は規約12条に定められた項目の中から選出して会長が指名する。(常任理事を当てる事が出来る)

## 第15条 (代表委員)

- 1 代表委員は各会員から選出して、理事会において承認する。
- 2 代表委員は総会において、重要事項を議決する。
- 3 静岡東部陸上競技協会選出代表委員は理事会において承認する。  
(常任理事2・市町陸協代表各1・地区選出2・小、中、高体連代表各1名・評議員3)

## 第16条 (委員会)

- 1 本協会は第4条に定める事業を遂行する為、必要な専門委員会を置く。
- 2 専門委員会は委員長、委員を置き委員会を構成して、理事長に直属する。
- 3 専門委員会は以下に明記する。

### (1) 総務委員会

- 1 表彰に関する事項
- 2 競技者の登記、登録に関する事項
- 3 要項作成の総括に関する事項
- 4 会議の招集に関する事項

### (2) 競技委員会

- 1 競技会の年間計画に関する事項
- 2 プログラムの編成に関する事項
- 3 競技会の運営に関する事項
- 4 写真判定等の取扱いに関する事項
- 5 競技会等通告に関する事項

### (3) 審判委員会

- 1 審判技術の向上に関する事項
- 2 審判員の養成と指導に関する事項
- 3 審判員の編成、派遣に関する事項
- 4 競技会に於ける審判運営に関する事項
- 5 審判員の登録に関する事項
- 6 審判員の公認、昇任に関する事項

### (4) 記録委員会

- 1 記録の整理、保存に関する事項
- 2 記録の公認に関する事項
- 3 記録証明書の発行に関する事項
- 4 デターバンクに関する事項

### (5) 強化委員会

- 1 東部地区に於ける陸上競技の強化・普及事業の企画と実施に関する事項
- 2 競技力向上に関する事項
- 3 指導者の育成、研修に関する事項
- 4 その他 競技力向上に関する事項

### (6) 普及委員会

- 1 東部地区に於ける小学生を対象とした普及・強化事業の企画と実施に関する事項
- 2 東部地区のスポーツ少年団を中心とした陸上教室に関する事項
- 3 指導者の育成、研修に関する事項

## (7) 施設委員会

- 1 競技会場の用具に関する事項
- 2 競技場及び競走路、競歩路の公認に関する事項

## (8) 広報委員会

- 1 陸上競技の広報に関する事項
- 2 広報資料収集に関する事項
- 3 その他 広報に関する事項 (HP の運営等)

## (9) 情報システム委員会

- 1 競技者のコンピュータ入力作業に関する事項
- 2 コンピュータを使用する大会の準備と運営に関する事項
- 3 陸上競技で使用する電子機器類の調査研究に関する事項
- 4 写真判定を行わない協議会運営への協力

### 第17条 (事務局)

事務局長は理事会で選出して総会で会長が委嘱する。

事務局長は理事長指示のもと、速やかに事務遂行に当たらなければならない  
事務局の分掌は次の通りとする。

- 1 委員会との連絡、調整に関する事項
- 2 広報活動に関する事項
- 3 静岡陸上競技協会その他諸団体との渉外に関する事項
- 4 その他 会長、理事長に委任された職務。

### 第18条 (会計)

会計は理事会で選出され本協会の会計を掌る。

### 第19条 (監事)

- 1 監事は総会において会長が委嘱する。但し同支部陸協から2名を選出する事は出来ない。
- 2 監事は本協会の業務を監査して理事会総会において報告する。

### 第20条 (役員任期)

- 1 役員任期は2年とする、但し再選は妨げない。
- 2 補充役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 補充役員は理事会において推挙し、会長が任命する。

## 第5章 会議

### 第21条 (総会)

- 1 総会は第7条に定める役員及び地域陸協の代表委員を会長が招集して議長となる。
- 2 総会は毎年2月に開催し、会長、理事長が必要と認めた時は臨時に開催する事ができる。(但し、日程等の都合により理事長の承諾を得て、開催月変更もある)
- 3 総会は次の事項について審議する。  
(1) 予算及び決算報告 (2) 事業計画及び事業報告 (3) その他重要事項

### 第22条 (会議の成立)

- 1 本協会の会議は2分の1以上の出席をもつて成立し、議事は出席者の過半数をもつて可決する。同数の時は議長の決するところとする。
- 2 欠席者は委任状の提出を義務とする。(但し、事務局長への委任依頼報告でも可)

## 第6章 経費

### 第23条 (経費)

本協会は次の経費をもって支弁する。

- 1 大会参加料及び主管料と手数料
- 2 寄付金・助成金・広告料・賛助会及びその他の収入

第24条 (特別会計・積立金)

本協会は理事会及び総会の議を経て特別会計、積立金を設ける事が出来る。

第25条 (会計年度)

本協会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第26条 本規約の施行について必要な細則は別に定める。(内規)

第27条 (改 廃)

本規約の改正、廃止は総会において出席者の2分の1以上の同意を得なければ  
ならない。

第28条 (施 行)

本規約は、平成 6年1月1日より施行する。

本規約は、平成20年1月1日より施行する。

本規約は、平成21年1月1日より施行する。

本規約は、平成25年1月1日より施行する。

本規約は、平成26年1月1日より施行する。

本規約は、平成29年3月1日より施行する。

本規約は、平成31年3月1日より施行する以上